







## thyssenkruppの「サプライヤー行動規範」

thyssenkruppは、多様な産業およびテクノロジー事業を展開する国際的な企業グループです。thyssenkruppの包括ブランドのもと、同グループは革新的な製品、技術、およびサービスによって長期的な価値を創造し、未来の世代のより良い生活の実現に貢献しています。サステナビリティ(持続可能性)は、当社の企業戦略に不可欠な要素です。

当社は、製品およびサービス・ソリューションを製造または提供するために、原材料、商品、サービスを世界中で調達しています。当社は、自社内および所在地域と世界中のサプライチェーンにおいて、サプライヤーに最高水準のサステナビリティを求めます。当社が特に重視していることは、労働条件の継続的な改善、人権と環境の保護、およびサプライチェーンにおける公正な処遇と持続可能な行動です。また、開発、生産からリサイクルに至るまで、製品のライフサイクル全体におけるCO<sub>2</sub>排出量の削減も、持続可能な事業活動の重要なテーマの1つです。当社は、公正さ、インテグリティ(誠実さ)、およびサステナビリティに関する基準を「thyssenkrupp行動規範」に定めています。

当社は、調達プロセスに責任ある行動をしっかりと組み込んでいます。採否の決定は、法律、経済、技術、およびプロセスに関する基準だけでなく、社会的、環境的、および倫理的な基準にも従っています。このため、thyssenkruppでは、サプライヤーとの協力関係において、サステナビリティが重要な役割を担っています。thyssenkruppの「サプライヤー行動規範」は、法的要件、他国における同等の諸規制、国際的な協定・原則、および当社独自のサステナビリティ基準に基づき、当社のサプライヤーとその下請け業者に対する当社の要求事項に対処するものです。thyssenkruppは、サステナビリティに関する新たな重要要件が生じる度にこの「サプライヤー行動規範」をさらに改訂する予定です。

thyssenkruppは、サプライヤーとその下請け業者が、そのあらゆる事業活動とサプライチェーンにおいて、適切な措置を講じることにより、以下の原則と要件（以下「要求事項」）の遵守を徹底するよう求めます。

#### 一般的な期待事項: 法律と国際的な規制の遵守

- サプライヤーが事業を行っている国、または所在する国において適用される全ての法律、規制、および基準を遵守すること。
- 国連グローバル・コンパクトの原則、国連の国際人権規約、「市民的、政治的権利に関する国際規約」、「経済的・社会的および文化的権利に関する国際規約」、国際労働機関（ILO）の中核的労働基準を遵守すること。
- 気候変動に関するパリ協定、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約、有害廃棄物の国境を越える移動およびその処分の規制に関するバーゼル条約、水銀に関する水俣条約を遵守すること。
- 汚職の防止に関する国際連合（UN）および経済協力開発機構（OECD）の諸条約と、海外での贈収賄を対象とするものを含む関連する贈収賄防止法を遵守すること。

#### 労働者の権利を含む人権に関する要求事項

- **児童労働**: ILOの中核的労働基準に従う、あらゆる形態の児童労働を禁止し、回避すること。
- **差別**: あらゆる差別のない労働環境を確保すること。いかなる従業員も、性別、肌の色、宗教、国籍、政治的信条またはその他の信条、民族的出自、障害、年齢、性的指向と性自認、またはその他の特性に基づいて、差別、優遇、または嫌がらせを受けないようにすること。
- **強制労働**: あらゆる形態の強制労働または義務労働、奴隷状態、または人身売買を拒否すること。従業員は、法律で定められた予告期間を遵守した上で、自由な意思決定により離職できるようにすること。
- **結社の自由**: 従業員が従業員代表組織を結成し、集団でストライキや交渉を行う権利を尊重すること。
- **報酬と労働時間**: 労働時間、報酬、最低所得、社会保障給付に関して適用される国内法令を遵守すること。労働時間に関する国内法令がない場合は、ILOの国際基準が適用されます。

- **社外の人員**: サプライヤーが警備員などの社外の人員を利用する場合、契約の種類（労働契約または派遣労働など）にかかわらず、契約関係および労働関係において適用される、それぞれの国内法を遵守すること。社外の人員は、特に労働安全衛生、非人道的な扱い、および生命や身体への危険といった人権上のリスクに関して、適切な手段で意識を高めた上で管理すること。
- **労働安全衛生**: 事故および業務上の疾病を可能な限り防止するために、適切な労働安全衛生管理（例: ISO45001準拠）を確立し、適用していること。これには、事故と健康面のおよび潜在的なリスクの特定、評価および低減、事故の把握と調査、従業員に理解できる形式での研修と指導、適切な作業設備と保護具の提供、そして緊急時の備えと予防のための適切な対応策などが含まれます。
- **言論、人格権、およびプライバシー**: 言論の自由、人格権、およびプライバシーに関する従業員の権利を保護すること。
- **紛争鉱物および高リスクの原材料**: 紛争地域における人権を保護し、責任ある原材料のサプライチェーンを促進するための適正調査を実施すること。鉱物、特に錫、タンタル、タングステン、金、こうした鉱石および合金は、紛争とは無縁の方法で調達すること。製品に、いわゆる紛争鉱物やコバルトなどの高リスク原料が1つ以上含まれている場合、そのサプライヤーは、要求に応じて、製錬所に至るまでのサプライチェーンにおいて、原料の原産地に関する透明性を確保すること。適切かつ監査済の適正調査が行われていない製錬所は除外すること。
- (i) 食糧の保存と生産のための自然の基盤に著しい影響を与える、(ii) 個人の安全な水の利用を妨げる、(iii) 個人の衛生施設の利用を阻害または破壊する、または (iv) 個人の健康を損なうような、**有害な土壌の変化、水質汚濁、大気汚染、有害な騒音の放出、または過剰な水の消費がないこと。**
- 個人の生活基盤を支える**土地、森林、および水域を不法に取得しないこと。**



## 地球温暖化防止を含む環境に関する要求事項

- 環境およびエネルギーのための適切な管理システムを構築し運用すること。
- 生物多様性を保全するために、エネルギー、水、および原材料などの資源を効率的かつ責任を持って使用すること。
- 廃棄物、温室効果ガス、排水、汚染物質の排出を回避および削減するために技術を活用すること。
- 原材料の再利用を促進すること。
- (i) 製品・製造工程における水銀および水銀化合物の使用と水銀廃棄物の処理、(ii) 難分解性有機汚染物質の使用と廃棄、およびその結果生じる廃棄物の収集、保管、および処分、または (iii) 有害廃棄物の越境輸送とその処分による環境関連の義務違反がないこと。
- 自社および上流部門での事業活動における温室効果ガス排出に関する透明性を確保すること。
- 気候変動に関するパリ協定に基づき、継続的な改善努力、再生可能エネルギーや代替エネルギーの利用促進、科学的根拠に基づく排出量削減目標を含む、直接的・間接的なCO2排出量削減のための効果的な対策を講じること。

## ビジネス環境におけるインテグリティの要求

- **汚職の禁止:** あらゆる形態の汚職、窃盗、横領、詐欺、および強要を拒否すること。意思決定プロセスに影響を与える目的で、個人、企業、または公務員に違法な裏金やその他の便宜供与を一切認めないこと。

**贈収賄の禁止:** あらゆる形態の贈収賄を拒否すること。ビジネスチャンスの開拓、公的手続きの加速化もしくは円滑化のため(賄賂やファシリテーション・ペイメント)、またはthyssenkrupp企業の事業活動との関連における、賄賂、キックバックの支払い、もしくはその他の違法な裏金、誘因、便宜、もしくはその他の利益や価値のある謝礼の供与または受領しないこと。

**招待と贈答品:** 招待または贈答品を通じて、取引先、顧客、または公務員に影響を与えようとするしないこと。thyssenkruppの従業員に対して不当な利益を要求しないこと。thyssenkruppの従業員またはその近親者への招待と贈答品は、機会と範囲が適切である場合、すなわち価値が低く、一般に認められた現地のビジネス習慣の範囲内とみなすことができる場合にのみ認められます。

**利益相反:** thyssenkruppとの事業活動に関わる意思決定は、客観的な基準にのみ基づいて行われること。私的な利益や他の経済活動等との利益相反は、近親者やその他の関係者・団体を含めて、最初から避けること。

- **独占禁止法および競争法:** 競争における公正な行動、独占禁止法に反する協定への不参加、市場支配的地位を乱用しないこと、およびその他の反競争的なビジネス慣行に参加しないこと。
- **データ保護と情報セキュリティ:** 適用されるすべてのデータ保護法の遵守。個人データの包括的な保護、および法的許可なく個人データを処理しないこと。thyssenkruppの機密情報またはデータを含むサプライヤーの情報システムを適切に管理し、不正アクセスに対する適切な技術的保護を行うこと。
- **マネーロンダリングおよびテロ資金調達:** マネーロンダリングおよびテロ資金調達の防止に適用される法的義務を遵守し、当該の活動に直接的にも間接的にも関与しないこと。
- **外国貿易法:** 外国貿易法に関する国際規制および国内規制の遵守。特に輸出管理規制および禁輸規制を遵守し、制裁対象の個人、企業、または組織と法的に許されない事業活動に関与しないこと。

## 上記要求事項の達成状況の検証

リスク管理の一環として、当社は定期的にサプライヤーを分析し、特に人権保護と環境保護に関するサステナビリティの潜在的リスクがサプライヤーに存在するかどうか、またどのようなリスクがあるかを判断し、これに基づきサプライヤーのリスク分類と、特定されたリスクを軽減および排除するための対策（thyssenkruppの適性検査<デューデリジェンス・プロセス>）を実施します。サプライヤーとそのサプライチェーンに対する上記の要求事項が、現行のthyssenkruppの「サプライヤー行動規範」に従って一貫して確実に満たされるようにするために、当社はサプライヤーが適切な管理システムと事業プロセスを確立し、当社の要求事項に対する違反を最小限に抑える、または違反をなくすことにご協力いただけることを求めます。したがってthyssenkruppは、監査や自己評価アンケートなどの適切な有効手段を用いて、当社の要求事項の遵守状況を確認することを重要視しています。

当社の要求事項に反している疑いがある場合（例：メディアによるマイナス報道やその他の指摘）、サプライヤーは違反の発見を直ちに当社に知らせ、当社からの問い合わせに応じて情報を提供することが望まれます。サプライヤーにはまた、当社の要求事項に応えられない根本的な原因を特定した上で、迅速な改善策を講じることが求められます。

サプライヤーが、本「サプライヤー行動規範」に含まれる当社の要求事項に明らかに応えられない場合、または改善策の策定努力とその実施を怠る場合、またはthyssenkruppが設定した妥当な期間内に是正措置をとらない場合、thyssenkruppは個別の、または全ての契約関係を打ち切る権利を留保します。

## 潜在的な不正行為の通報

「サプライヤー行動規範」に違反する可能性がある場合は、ウェブサイト<https://thyssenkrupp.com/compliance-wb>を通じて通報（希望により匿名も可）できます。

thyssenkruppは、法律で要求される範囲内で、サプライヤーが自ら適切な内部告発システムを構築することを求めます。





thyssenkrupp AG  
thyssenkrupp Allee 1  
45143 Essen  
Germany

engineering.tomorrow.together.

tk.SCoC V4.1, 專稿: 2022年9月16日時点